



台東区いじめ防止対策推進基本方針

平成26年10月
(令和3年4月一部改定)

台東区教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童生徒の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題であり、台東区の全ての教育活動の根底に位置付けられている人権尊重教育の根幹を揺るがす問題でもあります。

台東区では、令和元年10月に新たな「台東区学校教育ビジョン」を策定し、『互いの人格や多様性を尊重し、思いやりの心と規範意識をもつ人』『個性や豊かな創造力、健やかな体を持ち、自ら学び、考え、行動する人』『台東区の歴史・文化に誇りをもち、地域社会を愛し、発展に貢献できる人』の育成を目指す」という教育目標の下、心豊かな人生を送り、社会全体の一層の発展を実現する「ひとつづくり」に取り組んでいます。

このような中、報道等でも耳にする通り、「いじめ」が原因でつらい日々を送っている子供、自らの命を絶つほど苦悩している子供がいるという事実を見逃すことはできません。私たちは「いじめ」から子供を守るために必要な取組を、しっかりと行っていく必要があります。

いじめの芽は小さなうちに摘み、いじめを発見したときに大人が積極的に関わることが重要です。また、対応に当たっては、第三者を加えた調査の方法や保護者との情報共有の仕方などを基に、いじめ問題に一層迅速で適切に対応することが大切であると考えます。

台東区では、定期的ないじめ実態調査をはじめ、いじめ電話相談体制の確立と相談先連絡カードの配布、区費スクールカウンセラーの全校配置等、いじめ問題への対応を積極的に進めてまいりました。

また、学校は児童生徒指導体制の一層の充実を図るとともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上、学校と保護者が課題や対策を共有して一丸となって取り組む体制を強化しています。

これまでの台東区の取組を、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき再構築し、改めていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「台東区いじめ防止対策推進基本方針」(以下「区方針」という。)を改定しました。

台東区立学校は、「区方針」を基に、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を策定し、子供たち一人一人に届くいじめ防止対策を推進してまいります。

目 次

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

- 1 基本方針策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 いじめ問題への基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組

1 区が実施する取組

- (1) 組織等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 未然防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 早期発見に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) いじめへの対応の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (5) 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2 学校が実施する取組

- (1) いじめの未然防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) 学校いじめ対策組織の設置・・・・・・・・・・・・ 12
- (5) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (6) いじめが解消した状態についての考え方・・・・・・・・ 12

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 基本方針策定の目的

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要です。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきました。

しかし、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの社会問題や、メディアやインターネットを含めた他人の弱みを笑いものにする場面、暴力を肯定していると受け止められるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞い等が、児童生徒に影響を与えているという指摘もあります。

したがって、いじめの問題を解決するにあたっては、学校が地域社会と共に人権尊重の精神について共通理解を図り、「ならぬことはならぬ」という共通行動の下に推進しなければなりません。

そこで、台東区教育委員会では、学校・家庭・地域・関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

なお、本基本方針は、実情に応じて適切に機能しているか点検を行うとともに、国や東京都の動向等に応じて、改定・追記等を行います。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」からの抜粋

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう留意することが必要です。例えば、いじめられた児童生徒本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校に設置される「法」第22条の「学校いじめ対策組織」(以下「対策組織」という。)を活用して行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です(ただし、これらの場合であっても、「法」が定義するいじめに該当するため、対策組織にて情報共有することは必要です。)

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」には、具体的ないじめの態様には、次のようなものが示されています。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、台東区教育委員会では、インターネットを通じて行われるいじめについては、具体的に、次のように考えています。

- インターネットの掲示板やブログ、グループ掲示板等へ誹謗中傷等を書き込まれる
- 本人になりすまして、個人情報や本人にとって不利益となる情報を拡散される
- 悪口等が書かれたメールを、複数の人に転送するよう求められる
- 差出人を詐称した攻撃的なメールが届く 等

3 いじめの問題への基本的な考え方

いじめの問題への対応について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参考にした上で、台東区教育委員会では以下の内容を「基本的な考え方」としてまとめました。

(1) 「いじめは絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫く

いじめは人権侵害に当たる重大な問題である。「いじめを受ける側にも原因がある」、「成長の糧になる」などの考え方を一掃し、どのような社会においてもいじめは許されない卑怯な行為であるという認識を強くもつとともに、見て見ぬふりをすることも同様に許されないという姿勢が必要である。

(2) いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こり得るとの認識をもつ

いじめは当事者以外からは見えにくいものである。わざとぶつかって「ごめん」と謝ったり、遊びやゲームを装ったりする巧妙化や偽装化が進んでいる。

またインターネットの普及により、誰もがいじめを行う側、いじめを受ける側になる可能性がある。

(3) 大人の言動が、児童生徒に大きな影響を及ぼすことを常に意識して行動する

大勢の前で特定の児童生徒の負のイメージとなる言動を取ったり、冷やかしたりする振る舞いが児童生徒のいじめを増長する。また、過度な同質志向を排除し個を大切にするなど、いじめの問題は常に児童生徒指導観やしつけの在り方が問われる問題である。

(4) 軽微ないじめも見逃さず、児童生徒の声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという、「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さずに、的確に認知していく。また、報復をされるとか、保護者に心配をかけたくないなどの理由でいじめを受けた事実を話さないばかりか、ときには否定することもある。何気ない児童生徒の言動から異変に気付く感性を磨くとともに、どのような話も真剣に受け止める姿勢が大切である。

(5) 教員一人で抱え込まず、初期段階から組織(チーム)で対応する

軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた気になる様子や児童生徒同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。また、学校いじめ対策組織の役割を明確にし、教職員は、この組織への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

(6) 人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する

いじめ問題を解決するためには、児童生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。豊かな人間関

係を育む教育を計画的に実践することが、いじめの未然防止につながる。全ての教育活動を通じて、児童生徒の自己肯定感を育むとともに、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、特別の教科 道徳、特別活動等の充実を通して、児童生徒が、いじめの解決に向けて自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が児童生徒の活動を励まし支援していく。

(7) 児童生徒の様子を積極的に家庭に情報提供し、保護者との連携を深める

子の教育について第一義的責任を有するのは保護者であり、保護者は日ごろから子の規範意識を養うために努めている。いじめ問題の解決には保護者の協力が重要な役割を担っている。問題を正確に把握するためには、学校や塾、スポーツクラブ等での様子、家庭での様子を相互に認識するなど、様々な情報を積極的に保護者と共有し、家庭との協力体制を築く必要がある。また、「学校基本方針」の内容を保護者に周知し、いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、対策組織による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

(8) 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。「学校サポートチーム」の機能を明確にし、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の児童生徒を支援したり、加害の児童生徒の反省を促す指導を行ったりする。

なお、上記8点を踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の児童生徒の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆行為を受けた児童生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組

1 区が実施する取組

台東区教育委員会では、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、保護者や関係機関と連携を図ることを通して、いじめの防止に取り組めます。

(1) 組織等の設置

①「台東区いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、教育委員会事務局内に「台東区いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。各学校のいじめの防止等のための取組が充実するよう支援するとともに、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項について協議します。

(構成)

学校、教育委員会事務局、警察、その他の関係者等

(主な取組内容)

- ・区におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する協議
- ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する協議

②「台東区いじめ問題対策委員会」の設置

教育委員会の附属機関として、教育委員会からの諮問に応じ、いじめ防止等のための取組が実効的に機能しているか調査審議するとともに、いじめに係る重大事態と認められた場合、当該重大事態及び同種の事態の発生の防止に必要な調査を行い、その結果を台東区教育委員会に答申します。

(構成)

法律、医学、心理、福祉等に関する学識を有する者等

(主な取組内容)

- ・区はいじめ防止等の対策の推進について調査審議
- ・区はいじめの防止等の対策の推進について、必要があるときに意見
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び報告

③「台東区いじめ問題調査委員会」の設置

学校に重大事態が発生し、「台東区いじめ問題対策委員会」又は学校が調査した結果の報告を受けた区長は、必要があると認めた場合、公平及び公正な調査を行うために、区長の附属機関「台東区いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果についての調査（再調査）を行うことができます。

また、区長はその結果を議会に報告します。

(構成)

法律、医学、心理、福祉等に関する学識を有する者等

(主な取組内容)

- ・教育委員会からの調査報告について調査
- ・重大事態への対処等のための調査の再調査

(2) 未然防止に向けた取組

① ころごし教育を中心とした道徳教育の推進

ころごしをもつということは、人としての正しい行動や信念をもつことであり、その実現に向けた行動の動機付けになることでもあります。そのような児童生徒はいじめ行為をしたり、いじめ行為を見て見ぬふりをしたりすることはないとの考えから、「立志式」や「道徳授業地区公開講座」等を通して、ころごし教育を中心とした道徳教育の推進について継続して取り組んでいきます。

② 人権教育の推進

教師が児童生徒に対して、意図的に人権問題に正対させ、児童生徒が直感的にその不合理性に気付くということは、いじめにより人権が侵害されている問題性を認識することであり、そのような資質・能力がいじめ行為を排除していくと考えます。そこで、人権尊重教育推進校等を中心に人権課題に関する学習計画を開発し、研究発表会を通して区内に広めていくよう努めます。

③ 集団で学習する機会の充実

学校とは学級単位など集団で学習する場です。集団で学習するということは、学習のねらいに対して全員で到達しようとする、よりよい解決方法を全員で追究しようとする、そして、切磋琢磨しながら互いの技能等を高めることです。いじめの起こりにくい集団を形成するとの考えからも、集団で学習する意義を十分に踏まえた授業を展開していきます。

④ 情報モラル教育の推進

日々発展する情報技術に学校が対応していくため、各学校が情報モラル教育を推進できるように支援します。

- ・各校の保護者会等でスマートフォン等により発生するいじめに関する協議を促進するための、リーフレット「子どもをネット被害から守る」を作成し、活用します。
- ・PTAと共同し、区独自の「SNS・インターネット活用ルール」を策定します。

⑤ 保護者・地域住民・関係機関との連携の促進

いじめの防止は、学校だけでなく、家庭・地域や関係機関等が連携していくことで効果的に進めることができます。いじめ防止等の取組が、学校・家庭・地域等との連携により進められるよう、各学校での取組を支援します。

- ・道徳授業地区公開講座の推進
- ・保護者会で活用できる資料の作成
- ・PTAによる家庭教育学級の開催
- ・民生委員、児童委員と学校との連携の推進

(3) 早期発見に向けた取組

教育委員会では、いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた各学校の取組を支援するとともに、児童生徒及び保護者がいじめ等について、いつでも相談することができる環境の整備に努めます。

①年3回の調査によるいじめ防止に向けた進行管理

いじめの発見件数・解消数・継続数及び不登校に関する調査を6月、11月、2月に実施します。調査結果を基に、各学校の児童生徒同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直し、いじめや不登校の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、課題の改善等につながる取組を引き続き行っていきます。特に、年度当初には前年度に各校が認知したいじめの事案について、夏休み明けには1学期中に各校が認知したいじめの事案について、当該校に聞き取り及び必要な指導・助言を行い、再発防止に向けての意識の向上を図ります。

②台東区独自のスクールカウンセラーの配置

いじめ、不登校をはじめ様々な児童生徒及び保護者の相談等に対応するため、都費のスクールカウンセラーの他に、家庭訪問が可能な区費のスクールカウンセラーを全小・中学校に配置しています。

③いじめ電話等相談の体制と連絡先カードの配付

目に見えるいじめだけでなく、隠れたいじめを発見して早期対応につなげるため、いじめ等の問題についての電話相談ができるよう、学校教育相談員を配置しています。また、その連絡先を示した「電話・メール・LINE相談カード」を全小・中学校へ配布しています。

(4) いじめへの対応の強化

教育委員会では、児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童生徒に寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等と連携し、いじめへの対応が的確に行われるよう支援します。

①指導主事等の学校への派遣及び区顧問弁護士による相談の実施

学校や保護者からいじめに係る相談を受けた場合は、指導主事等の職員を学校に派遣し、いじめへの対処に必要な支援や指示をします。

また、指導主事等を通して区顧問弁護士への相談を進めます。

②インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実施

携帯電話やスマートフォン、パソコンからインターネットの掲示板やブログ・プロフ等への誹謗中傷等の書き込みに加え、メールやSNS、ゲームサイト等でのトラブルが年々増加し、最近ではポータブルタイプのゲーム機のWi-Fi機能を使った書き込みも報告されています。

ネット上のいじめは、短時間で深刻な状況に陥りやすい上、匿名性が高く実態を把握して対策をとることが困難です。また、誰でも容易にいじめを行う側、いじめ

を受ける側になるばかりでなく、学校の枠を越えて不特定多数が関与することもあります。ネット上のいじめには、何より家庭との連携や協力が欠かせません。

児童生徒の携帯電話やスマートフォン、パソコンからのネット利用の実態を把握し情報モラル教育の充実を図るとともに、携帯電話等を使用させる場合の家庭内のルールづくりやマナー等への保護者への啓発が必要なことから、各校の保護者会等でスマートフォン等により発生するいじめに関する協議を促進するための、リーフレット「子供をネット被害から守る」を作成し配布しています。

③解消の判断基準の提示

各学校がいじめの解消に向けて、速やかに、対応方針・期間・具体的方策の決定を進めていけるよう、教育委員会が「解消の判断基準」を示します。

④関係機関との連携

こどもクラブ・児童館など、いじめられた児童生徒が所属する組織への確実な情報提供を行っています。

⑤いじめに関する通報及び相談を受ける主な機関との連携

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに関する相談を行うことができるよう、組織間の連携にも配慮しながら、相談体制の適切な運用を行っています。

●台東区いじめ電話相談

台東区教育委員会・台東区立教育支援館：0120-500-588

●子ども家庭支援センター電話相談

日本堤：03-5824-2571

●子どもの人権110番

法務省：0120-007-110

●東京都教育相談センター

0120-53-8288

⑥関係者会議の開催

児童生徒指導上の課題（暴力行為、いじめ、不登校、虐待等）や児童生徒指導の推進・充実に関して、様々な機関から専門的な意見を聞き協議する「関係者会議」を必要に応じて開催しています。

⑦台東区要保護児童支援ネットワーク実務者会議への参加

要保護児童に関する情報を関係機関と共に、児童生徒指導上の課題（暴力行為、いじめ、不登校、虐待等）や児童生徒指導の推進・充実に関して必要な情報を共有しています。また、必要に応じて当該学校への確認、指導助言を行っています。

⑧教職員研修会の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせません。いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図っています。

(研修例)

- | | | |
|-----------|---------------|---|
| ・生活指導主任研修 | ・人権教育研修 | |
| ・初任者等研修 | ・中堅教諭等資質向上研修 | |
| ・学校教育相談講座 | ・スクールカウンセラー研修 | 等 |

⑨学びのキャンパス台東 アクションプランでの効果検証

「学びのキャンパス台東 アクションプラン」の施策1には「かけがえのない命を大切にす豊かな心の育成」が掲げられています。その効果検証を各学校で行う児童生徒への質問紙で調査します。そして、いじめに対する児童生徒の認識状態やいじめの解消率を把握した上で、必要な事項を教育課程編成へ反映していくようにします。

(5) 重大事態への対応

いじめにより児童生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がねばなりません。

しかし、重大事態が発生した際には、教育委員会はいじめを受けた児童生徒及びその保護者等に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明を行います。

あわせて、重大事態発生時には、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携して、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施します。

<重大事態の定義> 法第28条第1項より

次に掲げる場合を重大事態という。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。また、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。

重大事態が発生した場合は、学校は速やかに台東区教育委員会に報告するとともに、台東区教育委員会は「台東区いじめ問題対策委員会」による調査を行います。

また、「台東区いじめ問題対策委員会」又は学校が調査した結果を受けた区長は、区長の附属機関「台東区いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果についての審議及び必要があると認めた場合、調査の再調査を行うことができます。

【再掲】

●「台東区いじめ問題対策委員会」

教育委員会の附属機関として、教育委員会からの諮問に応じ、いじめ防止等のための取組が実効的に機能しているか調査審議するとともに、いじめに係る重大事態と認められた場合、当該重大事態及び同種の事態の発生の防止に必要な調査を行い、その結果を台東区教育委員会に答申します。

●「台東区いじめ問題調査委員会」

学校に重大事態が発生し、「台東区いじめ問題対策委員会」又は学校が調査した結果の報告を受けた区長は、必要があると認めた場合、公平及び公正な調査を行うために、区長の附属機関「台東区いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果についての調査（再調査）を行うことができます。

また、区長はその結果を議会に報告します。

2 学校が実施する取組

学校は、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないように努め、日頃から児童生徒とのふれあいを大切にし、一人一人の児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが大切です。

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人一人を大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育む必要があります。

①学校体制を確立し、環境を整備する

いじめは許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みをもった児童生徒を見逃さない仕組みづくり、問題解決のための組織づくりとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施などの学校体制を確立することが重要です。

②児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高める

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人一人の児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問する必要があります。

③児童生徒一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動を実践する

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、

学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身に付けていきます。

④児童生徒の自己自浄力を育てる

児童生徒自身に「自己自浄力」を身に付けさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めることが大切です。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が拡大して関係が複雑になり、解決が一層困難になります。

「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われ、深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手掛かりに、早期発見に全力を尽くす必要があります。

①日常のきめ細かな観察

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、休み時間や清掃時間、給食（昼食）時間、部活動・クラブ活動などは、授業時には分からない人間関係を垣間見ることが出来ます。こうした場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声を掛けたときの反応等を観察します。また、教科書やノートなどの学用品具、身の回りの物、机の上の落書きなどにも注視する必要があります。

②相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすくなり、いじめの早期発見につながります。

教育相談は本来、あらゆる教育活動を通して行われるべきものであり、例えば、休み時間や清掃時間等に児童生徒と交わす何気ない会話から発展させる相談など、児童生徒と接するあらゆる機会を教育相談に活かすことができます。また、それによって児童生徒に「いつでも相談できる」気持ちをもたせることができます。

一方で、年間計画に教育相談週間（月間）を位置付け、一人一人の児童生徒と相談する時間を計画的に確保しておくことも大切です。事前に児童生徒の近況や悩みなどをアンケート調査しておくこと、スムーズに進行することができます。

③定期的なアンケート・チェックシートによる進行管理

観察や教育相談に加え、定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシートを活用することで、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握することができ、いじめの早期発見につながります。

(3) 学校いじめ防止基本方針の策定

平成29年に最終改定された「いじめ防止等のための基本的な方針」又は、令和2年に改定された「区基本方針」を参考にし、「学校基本方針」を策定します。

また、「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成の状況を評価します。

さらに、「学校基本方針」の内容は、学校ホームページで公開するとともに必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

(4) 学校いじめ対策組織の設置

学校は、「法」第22条に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、対策組織を常設します。

構成員としては、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラーなどが考えられます。

また、学校が策定する「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、「対策組織」において、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を求めることも考えられます。

(5) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、あるいはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、「対策組織」が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ての情報を「対策組織」に報告・相談します。

また、保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する必要があります。

あわせて、いじめを認知した際には教育委員会へその事案を報告し、連携を図りながら事案の解消に努めます。

さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処することも必要です。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければなりません。

(6) いじめが解消した状態についての考え方

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。当該児童生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで、

支援を継続する必要があります。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。また、教員個人が判断をするのではなく、「対策組織」が子供の状態等を総合的に捉え、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

<解消の2つの要件>

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎません。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

【参考資料】

1 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

最終改訂:平成28年5月20日法律第47号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対

策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「お区立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第百121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

（学校設置会社の学校に係る対処）

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

（学校評価における留意事項）

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第35条 高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附則（平成26年6月20日法律第76号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(政令への委任)

第2条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成27年6月24日法律第46号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年5月20日法律第47号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。